

鹿児島県立松陽高等学校いじめ防止基本方針

関係法令
<ul style="list-style-type: none"> 日本国憲法 教育基本法 学校教育法 いじめ防止対策推進法

学校の教育目標
<ul style="list-style-type: none"> 日本国憲法及び教育基本法の精神に基づき、国際的視野に立ち、21世紀の世界を担う心豊かで主体的に生きる人間の育成を目指すとともに、知・徳・体の調和のとれた人格の完成を目指す教育を推進し、学校創設の精神を継承して校訓（向学・高雅・貢献）の具現化に努める。 公教育の理念を踏まえ、人権尊重の精神に立った全人教育を推進する。

いじめ問題への学校の目標
<ul style="list-style-type: none"> 学校の教育活動全体を通していじめを許さないという一人一人の心と、集団としての問題解決ができる力を育てる。 いじめの定義について職員の共通理解を図る。 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、生徒に十分に理解させる。
<p>※いじめ防止対策推進法 第2条</p> <p>この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p>

いじめ防止対策委員会
<p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 年間を通じた取組等について検討する。 年間の活動を検証し、次年度へ向けての計画を作成する。 <p><構成></p> <ul style="list-style-type: none"> 校長、教頭、事務長、4部主任、学年主任、学科主任、養護教諭、教育相談係、当該生徒に関係する職員 PTA会長、副会長、同窓会長、地区内の小・中学校長、スクールカウンセラー、地域住民代表、学識経験者

松陽高校におけるいじめ問題への取組					
未然防止		早期発見・早期対応		教職員の資質向上	
目 標	具 体 策	目 標	具 体 策	目 標	具 体 策
生徒一人一人が互いの良さを認め合い、集団の一員として協力し合える人間関係を育む。	HRでの取組 <ul style="list-style-type: none"> 人間関係のトラブルを自分たちで解決するために、コミュニケーション能力やアサーション能力を育てるとともに、「いじめは絶対に許されない」という学級づくりに努める。 	いじめ問題に関する生徒の実態把握に努める。	無記名アンケートの実施 <ul style="list-style-type: none"> アンケートにもとづき、個別に教育相談を行い、実態の把握に努めるとともに、生徒の思いを十分に受け止める。 個別の教育相談によって得た情報を、全職員で共有する。 	いじめの定義やいじめの認知方法についての理解を深めるなど、いじめ問題に関する教職員の資質向上を図る。	職員間での情報の共有化 <ul style="list-style-type: none"> 個人的に知り得た生徒情報を担任会等で報告し、一人で問題を抱え込まずに、教職員で情報を共有し適切な対応を講じる。
	生徒会の取組 <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止標語の作成 あいさつ運動の実施 		被害者・加害者への適切なケアと指導 <p><いじめられた子どもに対して></p> <ul style="list-style-type: none"> 「いじめられている子どもを守る」という姿勢を明確に示すとともに、その保護者に対して、話し合いの機会を早急に持ち、誠意ある対応を心がける。 <p><いじめた子どもに対して></p> <ul style="list-style-type: none"> いじめた相手の心理的・身体的苦痛を理解させ、毅然とした態度で、「いじめは許されない行為」であることを納得させるとともに、その保護者に対して、事実を正確に伝え、学校（担任）が仲介役となり、相手保護者と理解し合うよう要請する。 		校内研修会の実施 <ul style="list-style-type: none"> 外部講師を活用した教育相談に関するなどの研修を行い、教職員のいじめに関する実践的な対応力の向上に努める。
生徒一人一人に、自他の生命や生き方を尊重する心情や態度を育む。	道徳教育との接続 <ul style="list-style-type: none"> 教科や特別活動等においては道徳教育の視点に立って思いやりや自他を尊重する態度の育成に努める。 	いじめ問題に対して迅速かつ適切な対応に努める。	計画的な教育相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> 保護者と学校が一体となった取組を推進する。 いじめ防止対策委員会と専門相談機関等の外部機関との連携を通して、いじめ問題に対してより適切な対応に努める。 		校外研修会へ積極的な出席 <ul style="list-style-type: none"> 県総合教育センター等におけるいじめ問題に関する研修会等、校外で開催される研修会に出席し、いじめ問題に関する対応力の更なる向上に努める。
	人権尊重の視点を通して <ul style="list-style-type: none"> 全教育活動を通じて、「いじめは絶対に許されない」という態度の育成に努める。 				

家庭との連携
<ul style="list-style-type: none"> PTA総会や学年・学級PTAを活用し、いじめへの対処方針や指導計画について、保護者の理解を得るよう努める。

他校種との連携
<ul style="list-style-type: none"> 入学前の中学校訪問や中高連絡会において、生徒に関する情報収集に努める。

県教委との連携
<ul style="list-style-type: none"> 指導主事の派遣および助言 いじめ問題対応チームの派遣および助言 研修等への講師派遣

関係機関との連携
<ul style="list-style-type: none"> 警察 大学 市町村の社会福祉課 地域の民生委員

令和4年度いじめ防止対策年間計画

鹿児島県立松陽高等学校

月	生徒関係	職員関係	検証関係
通年	・生徒会あいさつ運動	・生徒とのコミュニケーションや観察を通しての状況把握	・生徒情報の共有化
4月	・被害調査（第1回） ・いじめ問題を考える週間 ・教育相談	・生徒指導に関する校内研修	・年間計画の検証
5月	・統一LHR（いじめについて）	・PTA総会	
6月	・学校楽しいーと（第1回）	・被害調査に基づく教育相談	・被害調査分析
7月	・情報モラル教室 ・三者面談（～8月）	・職員会議（1学期の総括） ・三者面談（～8月）	●学期の取組状況の検証
8月		・（必要に応じて）面談・家庭訪問等の実施	●
9月	・いじめに関するアンケート調査（県） ・インターネット利用実態調査 ・被害調査（第2回） ・いじめ問題を考える週間 ・いじめ防止標語 ・教育相談	・アンケートに基づく教育相談 ・人権同和教育係との連携した啓発活動の実施 ・教育相談	・アンケートの分析 ・ネット実態の分析 ・被害調査の分析
10月			
11月	・読書週間 ・学校楽しいーと（第2回）	・職員研修（外部講師招聘） ・学年PTA ・学級PTA	●学期の取組状況の検証
12月		・職員会議（2学期の総括）	●
1月	・被害調査（第3回） ・教育相談	・教育相談	
2月			●年間の取組状況の検証
3月		・職員会議（1年間の総括）	●